# 市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例申請書

和泉市	市長 あて								年	月	日提出
申請者	所在地 (住所)			特別徴収 指定番号			法人番号				
	名称 (氏名)			担当者氏名				電話番号			
	税法第 321 認を申請しま	条の5の2(法第 328 条の5第3 す。	項において準用する	場合を含む。	)の規定による	る市民税・府	·民税·森林環	境税特別徴収和	党額の納	期の特例	申請につ
		けようとする税額 hは適用できません。	年	月 以	以後の市民税	・府民税	・森林環境和	兑特別徴収税額	質にかえ	<b>かる納入</b>	税額
申請の日前 6 か月間における 各月末の給与の支払いを受ける者の人員数 (当該事業所の総人員) 及び 各月の支払金額			対象年月	総人員数	給与のす	<b>支払額</b>	対象年月	総人員数	Ž	給与の支	₹払額
			年月	) J	<b>、</b> 外	円 円	年	外 月	人 外 人		円 円
			年月外	) J		円 円	年	月	人 <sup>外</sup> 人		円 円
		務者にかかるもの	年月外	) J	、 <b>外</b>	円 円	年	月	人 人		円 円
現に市		あり、または最近において著しい	<b>\納入遅延の事実が</b> な	ある場合にお	いて、それが	やむを得な	い理由による	ものであるとき	は、その	の理由	
申請日	前1ヶ年以	内に納期の特例についてその承認	図を取り消しされた。	ことがある場	合については	、その年月	 目		年	月	日
(注意)		学の書き方については、「納期の特 特提出先:大阪府和泉市府中町二 近分 却下の理由					-99-8108(	直通) FAX	: 072	5-40-23	808
処 理 欄	□ 承認	□却下									

## 納期の特例申請についての注意事項

- 1. 市・府民税特別徴収税額の納期の特例の制度について
- (1)この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者の要件

#### 給与の支払いを受ける者の人数(従業員の総人員数)が常時10人未満であること

- ※「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということですが、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満ということです。
- ②この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- ③承認を受けた場合には、次に掲げるとおりに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限			
6月分から11月分まで	12月10日			
12月から翌年5月分まで	6月10日			

- ※退職所得に係る特別徴収税額についても同じです。
- ※納入期限が土日祝日にあたるときは、その翌日が納入期限になります。
- ④承認を受けた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を 遅延なく、市長に届け出なければなりません。
- ⑤承認の取消があったり、又は上記④に該当した場合には、③に規定する税額を徴収した期間のうち、当該取り消し又は届出の属する月分以前の各月割額は、その取消又は届出の日の属する翌月の10日までに納入しなければなりません。

### 2. 申請書の書き方

#### →適用開始を希望する年月を記入。必ず納期限内の年月を記入ください。

特例の申請を受けようとする税額 ※納期限を過ぎた分は適用できません。										
	対象年月		総人員数	給与の支払額		対象年月		総人員数	給与の支払額	
申請の日前 6 か月間における 各月末の給与の支払いを受ける者の人員数	年	月	外 人 人	外	円四	年	月	外 人 人	外	円
(当該事業所の総人員) 及び	在 中間がつ廻去りが月間の作業員の私人員数と和子の文法領と記入。首唱作句。									円
各月の支払金額	年	月	<b>外</b> 人	外	円	年	月	<b>外</b> 人	外	円円
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由										
(詳細に記入)		該当する場合は	は記入。							
申請日前1ヶ年以内に納期の特例についてその証人を取り消しされたことがある場合については、その年月日 年 月 日										

滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認の受けましても、滞納したり、納入遅延をいたしますと、この特例の承認を取消しすることがあります。